

第 2 節 小 学 校

1 取得方法の概要

(1) 免許状の種類

ア	小学校教諭 2 種免許状 (平成元年 3 月 31 日までの名称は、小学校教諭 2 級普通免許状)
イ	小学校教諭 1 種免許状 (平成元年 3 月 31 日までの名称は、小学校教諭 1 級普通免許状)
ウ	小学校教諭専修免許状 (平成元年 4 月 1 日から新設)

(2) 取得方法の区分

注意事項	ア 平成31年 4 月 1 日施行の免許法(以下「新法」という。)により免許状を取得する。 イ 平成10年 7 月 1 日施行の免許法(以下「旧法」という。)、平成元年 4 月 1 日施行の免許法(以下「旧々法」という。)により免許状を取得できる場合がある。 ウ 申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。				
免許状の種類	取得方法の区分 (取得方法の区分が 2 以上ある場合、いずれかを選択する。)	掲 載 ページ	申請書類区分 番 号	根拠法	
2 種免許状	短期大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	短期大学士の学位、教員養成機関の卒業等を基礎資格とし、小別表 1 により単位を修得する。 ※基礎資格には、大学(短大を含む。)又は教員養成機関に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した場合を含む。	小別表 1 … P 23 旧小別表 1 … P 30	1	免許法別表第 1
	臨時免許状から 2 種免許状を取得する場合	小学校助教諭免許状を取得後、経験年数に応じ、小別表 3-1 により単位を修得する。	小別表 3-1 … P 24	7	免許法別表第 3
	隣接する学校種の免許状を取得する場合	幼稚園教諭等の経験年数を利用し、小別表 8-1 により単位を修得する。	小別表 8-1 … P 27	9	免許法別表第 8
		幼稚園教諭等の経験年数(3 年以上)に加えて、小学校の助教諭等の経験年数を利用して 2 種免許状を取得する。	小施行規則第 18 条 … P 28	9	施行規則第 18 条
		中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数を利用し、小別表 8-2 により単位を修得する。	小別表 8-2 … P 27	9	免許法別表第 8
	資格認定試験合格による場合	中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数(3 年以上)に加えて、小学校の助教諭、専科教員等の経験年数を利用して、2 種免許状を取得する場合	小施行規則第 18 条 … P 29	9	施行規則第 18 条
免許法第 16 条第 1 項による。	第 10 節「資格認定試験」 … P 121	4	免許法第 16 条第 1 項		
1 種免許状	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、小別表 1 により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	小別表 1 … P 23 旧小別表 1 … P 30	1	免許法別表第 1
	2 種免許状から 1 種免許状を取得する場合	小学校教諭 2 種免許状取得後に、経験年数に応じ、小別表 3-2 により単位を修得する。	小別表 3-2 … P 25	7	免許法別表第 3
専修免許状	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、小別表 1 により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に 1 年以上在学し 30 単位以上修得した場合を含む。	小別表 1 … P 23 旧小別表 1 … P 30	1	免許法別表第 1
	1 種免許状から専修免許状を取得する場合	小学校教諭 1 種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で小別表 3-3 により単位を修得する。	小別表 3-3 … P 26	7	免許法別表第 3

(3) 道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況 [令和5年度現在]

◎…専修、1種 ○…1種 □…専修のみ △…2種

<大学>

免許状の区分	小学校
大学名	
北海道教育大学 札幌校	◎
函館校	◎
旭川校	◎
釧路校	◎
札幌学院大学	○
北翔大学	◎
北海道文教大学	◎
藤女子大学	○

<短期大学>

國學院大學北海道短期大学部	△
北翔大学短期大学部	△

(4) 全国大学通信教育開設状況 [令和5年度現在]

文部科学省のホームページを参照してください。 [教員免許状を取得可能な大学]
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※ 放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第1により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第3を根拠に2種免許状から1種免許状を取得する場合、1種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		※原則、7日間の介護等体験が必要です。(第9節参照)			小	別表1
基礎資格	小学校教諭2種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。(大学(短大を含む。))又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。)				
	小学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)				
	小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)				
大学において修得することとを必要とする単位	科	最低修得単位数			<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、替替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。</p> <p>注3</p> <p>(1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>(2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状又は2種免許状を有しているときは、この表の1種免許状又は2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 「大学において修得することを必要とする単位」は、小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注5 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。</p> <p>注6 「教科に関する専門的事項」の単位は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得する。</p> <p>注7 「各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。)」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…小学校の全教科(10教科)の指導法について各1単位以上修得する。</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…小学校の6以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)について各1単位以上修得する。</p> <p>注8 「教育の基礎的理解に関する科目」は8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位)まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は2単位まで、「教職実践演習」は2単位まで、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注9 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。</p> <p>注10</p> <p>(1) 「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」並びに「教育の方法及び技術」の単位のうち2単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位)までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。</p> <p>(2) 「各教科の指導法」の単位のうち「生活の教科の指導法」は2単位まで、「特別活動の指導法」は1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「保育内容の指導法」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注11 「道徳の理論及び指導法」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…2単位以上</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…1単位以上</p> <p>注12 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得する。</p> <p>注13 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部等を含む。))及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。</p> <p>(2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には小学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。</p> <p>(3) 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。</p> <p>(4) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。))又は幼保連携型認定こども園において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>(5) 修得を必要とする単位数のうち、3単位までは、幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注14 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。</p> <p>注15</p> <p>(1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p> <p>(2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。</p> <p>注16 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>	
		目	2種	1種		専修
	教科及び教職に関する科目	16	30	30		
	教育の基礎的理解に関する科目	6	10	10		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	10	10		
	教育実践に関する科目	5	5	5		
	教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む)	2	2	2		
	大学が独自に設定する科目	2	2	2		
	合計単位数	37	59	83		
	その他	日本国憲法	2			
体育		2				
外国語コミュニケーション		2				
「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」		2				

3 上級免許状を取得する方法

(1) 臨時免許状から2種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数								小	別表3-1
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状								注1 経験年数は、小学校助教諭免許状取得後に勤務した次の職の期間	
有することが必要な免許状		小学校助教諭免許状								(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の助教諭又は講師の職	
経験年数		6	7	8	9	10	11	12	13	(2) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が小学校と同等の課程を有するものとして認定したのにおいて、教育に従事した職	
		年	年	年	年	年	年	年	年	(3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職	
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10		
必修科目	教科に関する専門的事項に関する科目									注2 6年を超える経験年数には、次の職を通算できる。	
	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得する。	4	3	3	3	3	2	2	1	(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職	
	各教科の指導法に関する科目	15	14	13	12	10	8	7	5	(2) 社会教育主事(青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。)の職	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)									注3 最低修得単位数は、小学校助教諭免許状取得後に修得した単位とする。	
	教育の基礎的理解に関する科目									注4 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想									注5 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」を超え「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)									注6 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	7	6	5	4	4	3	2	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程										
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解										
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)											
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											
道徳の理論及び指導法											
総合的な学習の時間の指導法											
特別活動の指導法											
教育の方法及び技術	7	6	5	4	3	3	2	1			
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法											
生徒指導の理論及び方法											
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法											
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											
計		29	26	23	20	17	14	11	8		
大学が独自に設定する科目	注4	2	2	2	2	2	2	2	1		
合計単位数	注5	35	31	28	25	22	18	15	10		

(2) 2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												小	別表3-2
授与を受けようとする免許状		小学校教諭1種免許状												注1 経験年数は、小学校教諭2種免許状取得後に勤務した次の職の期間 (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 教頭法制化(昭和49.9.1)前の小学校の教頭の職 (3) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が小学校と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて、教育に従事した職 (4) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職	
有することが必要な免許状		小学校教諭2種免許状													
経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上在学者等					
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10		
必ず修得する科目	教科に関する専門的事項に関する科目													注2 次の者の経験年数は、「大学3年以上在学者等」の欄を適用する。 (1) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 (2) 大学(短期大学を含む。)に2年以上及び大学(短期大学を含む。)の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者	
	国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得する。	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1		
	各教科の指導法に関する科目	12	11	11	10	9	7	6	5	9	7	6	5		
	教育の基礎的理解に関する科目													注3 5年(大学3年以上在学者等は3年)を超える経験年数には、次の職を通算できる。 (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職 (2) 社会教育主事(青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。)の職	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)													注4 最低修得単位数は、小学校教諭2種免許状取得後に修得した単位とする。	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	5	4	3	3	2	2	2	1	2	2	2	1	注5 最低修得単位数について、平成元年4月1日以降、教育職員として採用された者は、採用後12年を経過し、指定を受けていた者で、3年の間に授与権者の指定する単位の修得方法により1種免許状を受けていない場合、経験年数による単位の通減がない。	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)													注6 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目													注7 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」を超え「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。	
道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	4	4	3	2	2	2	1	1	2	2	1	1	注8 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。		
計	21	19	17	15	13	11	9	7	13	11	9	7			
大学が独自に設定する科目	5	5	5	5	5	5	5	2	5	5	5	2			
合計単位数	30	28	25	23	20	18	15	10	20	18	15	10			

(3) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数	小	別表3-3
授与を受けようとする免許状		小学校教諭専修免許状	注1 経験年数は、小学校教諭1種免許状取得後に勤務した次の職の期間。 (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 教頭法制化（昭和49.9.1）前の小学校の教頭の職 (3) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が小学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、教育に従事した職 (4) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職 注2 最低修得単位数は、小学校教諭1種免許状の取得後に修得した単位とする。 注3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。	
有することが必要な免許状		小学校教諭1種免許状		
経験年数 注1		3年以上		
最低修得単位数 注2	大学が独自に設定する科目 注3	15		
	計	15		

4 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 幼稚園教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8 - 1
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 経験年数は、幼稚園教諭普通免許状取得後 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は保育教諭としての経験年数3年を要する（助教諭、助保育教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。 注3 「各教科の指導法」は、生活を除く、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 （生活以外の9教科のうちから自由に選択できる。）	
有ることが必要な免許状		幼稚園教諭普通免許状		
経験年数 注2		3年以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	
	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 道德の理論及び指導法	1	
		事 生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単位	
		事 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
項 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
計		13		

(2) 中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8 - 2
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 中学校教諭普通免許状取得後に ○中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員としての経験年数3年を要する（助教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。 注3 「各教科の指導法」は、所有している中学校免許状の教科に相当する教科を除き、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 ※（修得例）中学校2種免許状（美術）を所有している場合 →各教科の指導法は「図画工作」以外の9教科のうちから自由に選択可能。	
有ることが必要な免許状		中学校教諭普通免許状		
経験年数 注2		3年以上		
		必要単位数		
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	
	道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 生徒指導の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単位	
		事 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		項 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
計		12		

(3) 幼稚園教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、小学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格			小 施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状			小学校教諭2種免許状			注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			幼稚園教諭普通免許状			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 幼稚園教諭普通免許状取得後に、 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかにおける主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は保育教諭としての経験年数3年(助教諭、助保育教諭の経験は含めない。)に加え、小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の助教諭又は講師の職の経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減されていく(最大6単位分軽減)。 ※なおこれらの職には、少年院(小学校)、認定在外教育施設(小学校)及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職も含まれる。
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 注3		10	7	5	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	1	
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	1	
計			13	10	7	注3 「各教科の指導法」は、生活を除く、国語(書写を含む)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の9教科のうち、小学校等での在職年数が ・0年の場合には5教科以上、 ・1年の場合には4教科以上、 ・2年の場合には3教科以上、 修得することとする。 なお、履修方法については、下表のモデルケースを参照のこと。

・小学校教諭2種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	小学校等の在職年数がない場合 10単位修得するケース					小学校等の在職年数1年以上 7単位修得するケース					小学校等の在職年数2年以上 5単位修得するケース				
	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② (パターン①と③の間)											2	1	1	1	—
パターン③ 少ない科目を履修 (ここまでは許容)	2	2	2	2	2	2	2	2	1	—	2	2	1	—	—
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	—	—	3	2	—	—	—

(4) 中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数(3年以上)に加えて、小学校の助教諭、専科教員等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	施行規則第18条の2		
授与を受けようとする免許状			小学校教諭 2 種免許状			注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			中学校教諭普通免許状			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 中学校教諭普通免許状取得後に、 ○中学校、義務教育学校の後期課程 ○中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員の職のいずれかの経験年数3年(助教諭としての経験は含めない。)に加えて、 小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の助教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員としての職の経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減され、最大6単位分軽減される。 ※なおこれらの職には、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職も含まれる。
最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目 注3		10	7	5	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事 生徒指導の理論及び方法	2	2	1	
		項 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
計		12	9	6		
注1						注3 「各教科の指導法」は、所有している中学校免許状の教科に相当する教科を除き、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、小学校等での在職年数が ・0年の場合には5教科以上、 ・1年の場合には4教科以上、 ・2年の場合には3教科以上、 修得することとする。 なお、履修方法については、下表のモデルケースを参照のこと。

・小学校教諭 2 種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	小学校等の在職年数がない場合 10単位修得するケース					小学校等の在職年数1年以上 7単位修得するケース					小学校等の在職年数2年以上 5単位修得するケース				
	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② (パターン①と③の間)											2	1	1	1	—
パターン③ 少ない科目を履修 (ここまでは許容)	2	2	2	2	2	2	2	2	1	—	2	2	1	—	—
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	—	—	3	2	—	—	—

5 旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		※原則、7日間の介護等体験が必要です。(第9節参照)			旧小	別表1
基礎資格	小学校教諭2種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。(大学(短大を含む。))又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。)				
	小学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)				
	小学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)				
所要単位の関係する科目	科 目	最低修得単位数			<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。</p> <p>注3 (1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。 (2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状又は2種免許状を有しているときは、この表の1種免許状又は2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 「教科に関する科目」の単位は、小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で次のとおり修得する。 * 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得する。</p> <p>注5 「教職に関する科目」の単位は、小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注6 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。</p> <p>注7 「教職の意義等に関する科目」は2単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は6単位(2種免許状の授受を受ける場合にあつては4単位)まで、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」は2単位まで、「教職実践演習」は2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授受を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注8 (1) 「教育課程の意義及び編成の方法」並びに「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」の単位のうち2単位(2種免許状の授受を受ける場合にあつては1単位)までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授受を受ける場合の単位をもってあてることができる。 (2) 「各教科の指導法」の単位のうち生活の教科の指導法は2単位まで、「特別活動の指導法」は1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授受を受ける場合の「保育内容の指導法」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注9 「各教科の指導法」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 専修又は1種免許状を取得する場合…小学校の全教科(9教科)の指導法について各2単位以上修得する。 (2) 2種免許状を取得する場合…小学校の6以上の教科の指導法(音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。)について各2単位以上修得する。</p> <p>注10 「道徳の指導法」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 専修又は1種免許状を取得する場合…2単位以上 (2) 2種免許状を取得する場合…1単位以上</p> <p>注11 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。 (1) 小学校、中学校及び幼稚園の教育を中心とする。 (2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には小学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。 (3) 小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。)、幼稚園(特別支援学校の幼稚部及びこれらに相当する旧令による学校を含む。))又は幼保連携型認定こども園において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>注12 「教科又は教職に関する科目」の単位は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。</p> <p>注13 「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p> <p>注14 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)*必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>	
	教科に関する科目	注4	4	8		8
	教職の意義等に関する科目	注6 注7	2	2		2
	教職の意義及び教員の役割					
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
	教育の基礎理論に関する科目	注6 注7	4	6		6
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項					
	教育課程及び指導法に関する科目	注6	1	4		2
	教育課程の意義及び編成の方法	注8				
	各教科の指導法	注8 注9				
	道徳の指導法	注10				
特別活動の指導法	注8					
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	注8					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	注6 注7	4	4	4		
生徒指導の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	の理論及び方法					
進路指導の理論及び方法						
教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む。)	注11	5	5	5		
教職実践演習	注7	2	2	2		
計		3	1	4	1	
教科又は教職に関する科目	注12	2	1	0	1	
	注13				2	
合計単位数		3	7	5	9	8
その他	日本国憲法				2	
	体育				2	
	外国語コミュニケーション				2	
	情報機器の操作				2	